

指定校変更許可基準

1. 学校教育法施行令第8条に基づく指定校変更については、保護者の申し出により基準表のとおり処理する。
2. 指定校変更に伴う児童生徒の登下校における安全面については、保護者が責任を持つものとし、指定校変更に関しては就学する学校運営に支障が無い場合において承認されることとする。

基準表

区分	許可要件	学年	許可期間	承認校	添付書類
市内間転居	学年途中で転居し、学校区が変わる場合かつ通学に支障が無い場合	小学校 全学年	小学校 卒業まで	転居前の学校	○申請書 ○住民票謄本 (住民異動届の写しでも可)
		中学校 全学年	中学校 卒業まで		
転居予定	家屋の新築及び借家等へ転居予定のため、転居予定地の学校へ前もって就学したい場合かつ通学に支障が無い場合	全学年	転居予定月の 末日まで	転居予定先 住所の 指定校	○申請書 ○建築確認済書等 ○建物売買契約書 ・賃貸借契約書等
留守家庭	両親共働きによる日中留守家庭で、下校後の児童を保護者に代わり、児童からみて三親等以内の血族が身元引受人になる場合。または、児童が下校後学童(施設)を利用する場合。	小学校 全学年	左記の理由が 存する期間	預かり先が 所在する 学校区の 学校	○申請書 ○勤務証明書 または自営業証明書 ○児童(園児)預かり証明書及び保護者誓約書 ○身元引受人となる方の本人確認書類 (運転免許証、保険証等) ※申請の際、身元引受人となる方も一緒に窓口にて申請をお願いします。 (本人確認・意思確認のため)
心身的理由	心身の故障やいじめ等により指定校への通学に支障がある場合	全学年	左記の理由が 存する期間	許可された 学校	○申請書 ○理由を証明する書類 (医師の診断書、校長の意見書等)
兄弟関係	兄弟が指定校変更許可により在学している場合	小中学校 入学時	卒業まで	兄弟が在籍 する学校	○申請書
指定校変更児童の小・中学校入学	指定校(園)変更を受けている児童(園児)が小・中学校に入学する際、卒業(園)する小学校区から入学できる小・中学校を希望する場合	小学校 入学時	小学校 卒業まで	卒業(園) する学校区 から入学 できる指定 小・中学校	○申請書
		中学校 入学時	中学校 卒業まで		
その他	上記以外の理由で、児童生徒及び保護者にとって、指定校への通学が負担になることが予測される場合	全学年	左記の理由が 存する期間	許可された 学校	○申請書 ○理由を証明する書類 (医師の診断書、校長の意見書等)

附 則

1. この基準は、平成19年12月26日から施行、適用する。
2. (平成25年1月10日改正)
この基準は、平成25年1月10日から施行、適用する。
3. (平成28年10月21日改正)
この基準は、平成28年10月21日から施行、適用する。
4. (平成29年11月2日改正)
この基準は、平成29年11月2日から施行、適用する。